

## 新聞の購読契約 に気を付けて！



いろいろな景品をつけるからと、新聞の購読契約を結んでしまったことはありませんか？購読開始時期がかなり先の場合、気持ちが変わったり急なできごとが起きて解約しなければならぬこともあります。

そのようなとき、解約を申し出ても販売店が応じてくれなかったり、仮に応じても景品を返すよう求められるケースがあります。

契約は原則として一方的に解約することができませんが、訪問販売で契約した場合は契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

クーリング・オフができない場合でも、日本新聞協会等のガイドラインでは、やむをえない正当な理由（死亡・入院・転居等）があったときは解約できることを定めています。まずは販売店に事情を話してみましょう。



また、景品表示法では、景品の上限額として、取引価格の8%または6か月分の購読料の8%のいずれか低い額を定めています。高そうな景品はもしかするとルール違反かもしれません。

### 消費者へのアドバイス

景品目的の契約は避け、当面必要な期間だけを契約するようにしましょう。また、受け取った契約書面は必ず内容を確認し、捨てずに保管してください。

### 秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝祭日は休み）  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎2515200

## 秩父市立病院職員を募集します

### 採用予定職種

（平成30年4月1日採用）

- ・看護師 5人程度
- ・言語聴覚士 1人

※受験資格等は、実施要項（市HPにも記載）でご確認ください。

### 試験

とき 10月20日(金)

ところ 市立病院

### 実施要項の配布

市立病院管理課（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

### 受付期間

9月11日(月)～23日（土・祝）  
（持参：16日(土)・17日(日)・18日（月・祝）を除く午前8時30分～午後5時15分（23日（土・祝）は正午まで）、郵送：期間内必着）

☎市立病院管理課☎23-0

611 FAX 23-0650



### 高校生を対象とした

## 「FU・RU・SA・TALK（市長と秩父を語ろう）」

### 特別傍聴人を募集します！

大人になっても住み続けたい秩父市にするために、市長と熱く語りませんか？

とき 10月28日(土)午前9時30分～11時30分

ところ 市役所本庁舎4階議場

内容 秩父地域の高校生から事前に寄せられた質問に対して市長が答弁し、特別傍聴人を交えて意見交換を行う。

対象 市内在住・在学の高校生

☎・問10月2日(月)までに秘書広報課（☎22-2201）へ

